

## 一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人科学技術振興機構	
案件番号	18500-1216-00002	
入札及び契約方式	参加者確認公募	
契約の件名及び数量	中国統計年鑑関連文献の翻訳業務	
契約締結日	平成27年1月23日	
契約の相手方の商号又は名称等	人民網日本(株)	
入札経緯及び結果	公示日	平成26年12月25日
	開札・提案書締切日	平成27年1月23日
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	特定の物品・サービス等又は業者に限定するような過度の条件は付していない。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業務準備期間、納期共に十分な期間を確保している。
③公告期間の見直し	○	応募資料提出期限の前日から起算して20日間以上確保している。
④公告周知方法の改善	○	入札説明会は開催していないが、ホームページにて仕様書等を掲載するとともに質問書による質問を受け付けているため、説明会に代わる事前説明の機会が確保されていると考えられる。
⑤電子入札システムの導入	×	現在検討中(郵便による入札を認めているので、電子入札と同等の効果が得られている。現状では電子入札の普及率や対応可能業者の数、導入及び維持コストを比較して時期尚早と判断。)
⑥業者等からの聴き取り	×	対応可能な者が他にいないと考えられるために確認公募としたものであり、理由等をヒアリングできる者は見受けられない。
⑦競争参加資格の拡大	○	参加者確認公募につき、特段の資格制限は設けていない。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
なし		
契約監視委員会のコメント		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		

**一者応札・応募等事案フォローアップ票**

法 人 名	独立行政法人科学技術振興機構	
案 件 番 号	13800-1218-00006	
入 札 及 び 契 約 方 式	一般競争入札	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	2015年発行外国逐次刊行物の購入(会議資料・Proceedings of SPIE)	
契 約 締 結 日	平成27年1月26日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	(株)ニュートリノ	
入 札 経 緯 及 び 結 果	公示日	平成26年12月25日
	開札・提案書締切日	平成27年1月26日
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	特定の物品・サービス等又は業者に限定するような過度の条件は付していない。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業務準備期間、納期共に十分な期間を確保している。
③公告期間の見直し	○	入札期日の前日から起算して10営業日以上確保している。
④公告周知方法の改善	○	入札説明会は開催していないが、ホームページにて仕様書等を掲載するとともに質問書による質問を受け付けているため、説明会に代わる事前説明の機会が確保されていると考えられる。
⑤電子入札システムの導入	×	現在検討中(郵便による入札を認めているので、電子入札と同等の効果が得られている。現状では電子入札の普及率や対応可能業者の数、導入及び維持コストを比較して時期尚早と判断。)
⑥業者等からの聴き取り	×	応札者以外に他に関心を示した者はおらず、対応可能な者が他に見当たらないため、理由等をヒアリングできなかった。
⑦競争参加資格の拡大	○	予定価格に対応する格付等級のほか、当該等級の1級上位及び1級下位の参加等級を加えている。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
なし		
契約監視委員会のコメント		
<p align="center">.....</p> (法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		

**一者応札・応募等事案フォローアップ票**

法 人 名	独立行政法人科学技術振興機構	
案 件 番 号	04600-1121-00009	
入 札 及 び 契 約 方 式	参加者確認公募	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	仮想デスクトップサービスの追加導入	
契 約 締 結 日	平成26年12月24日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	(株)エヌ・ティ・ティ・オ・メイト	
入 札 経 緯 及 び 結 果	公 示 日	平成26年12月4日
	開 札 ・ 提 案 書 締 切 日	平成26年12月24日
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	特定の物品・サービス等又は業者に限定するような過度の条件は付していない。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業務準備期間、納期共に十分な期間を確保している。
③公告期間の見直し	○	応募資料提出期限の前日から起算して20日間以上確保している。
④公告周知方法の改善	○	入札説明会は開催していないが、ホームページにて仕様書等を掲載するとともに質問書による質問を受け付けているため、説明会に代わる事前説明の機会が確保されていると考えられる。
⑤電子入札システムの導入	×	現在検討中(郵便による入札を認めているので、電子入札と同等の効果が得られている。現状では電子入札の普及率や対応可能業者の数、導入及び維持コストを比較して時期尚早と判断。)
⑥業者等からの聴き取り	×	対応可能な者が他にいないと考えられるために確認公募としたものであり、理由等をヒアリングできる者は見受けられない。
⑦競争参加資格の拡大	○	参加者確認公募につき、特段の資格制限は設けていない。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
なし		
契約監視委員会のコメント		
<p align="center">.....</p> (法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		

**一者応札・応募等事案フォローアップ票**

法 人 名	独立行政法人科学技術振興機構	
案 件 番 号	02950-1024-00005	
入 札 及 び 契 約 方 式	参加者確認公募	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	退職給付債務等計算業務	
契 約 締 結 日	平成26年12月15日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	みずほ信託銀行(株)	
入 札 経 緯 及 び 結 果	公示日	平成26年11月25日
	開札・提案書締切日	平成26年12月15日
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	特定の物品・サービス等又は業者に限定するような過度の条件は付していない。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業務準備期間、納期共に十分な期間を確保している。
③公告期間の見直し	○	応募資料提出期限の前日から起算して20日間以上確保している。
④公告周知方法の改善	○	入札説明会は開催していないが、ホームページにて仕様書等を掲載するとともに質問書による質問を受け付けているため、説明会に代わる事前説明の機会が確保されていると考えられる。
⑤電子入札システムの導入	×	現在検討中(郵便による入札を認めているので、電子入札と同等の効果が得られている。現状では電子入札の普及率や対応可能業者の数、導入及び維持コストを比較して時期尚早と判断。)
⑥業者等からの聴き取り	×	対応可能な者が他にいないと考えられるために確認公募としたものであり、理由等をヒアリングできる者は見受けられない。
⑦競争参加資格の拡大	○	参加者確認公募につき、特段の資格制限は設けていない。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
なし		
契約監視委員会のコメント		
<p align="center">.....</p> (法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		

**一者応札・応募等事案フォローアップ票**

法人名	独立行政法人科学技術振興機構	
案件番号	01600-1114-00002	
入札及び契約方式	参加者確認公募	
契約の件名及び数量	JST決裁・文書管理システムの機能改善	
契約締結日	平成27年1月6日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)エヌ・ティ・ティ・データ四国	
入札経緯及び結果	公示日	平成26年12月4日
	開札・提案書締切日	平成26年12月24日
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	特定の物品・サービス等又は業者に限定するような過度の条件は付していない。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業務準備期間、納期共に十分な期間を確保している。
③公告期間の見直し	○	応募資料提出期限の前日から起算して20日間以上確保している。
④公告周知方法の改善	○	入札説明会は開催していないが、ホームページにて仕様書等を掲載するとともに質問書による質問を受け付けているため、説明会に代わる事前説明の機会が確保されていると考えられる。
⑤電子入札システムの導入	×	現在検討中(郵便による入札を認めているので、電子入札と同等の効果が得られている。現状では電子入札の普及率や対応可能業者の数、導入及び維持コストを比較して時期尚早と判断。)
⑥業者等からの聴き取り	×	対応可能な者が他にいないと考えられるために確認公募としたものであり、理由等をヒアリングできる者は見受けられない。
⑦競争参加資格の拡大	○	参加者確認公募につき、特段の資格制限は設けていない。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
なし		
契約監視委員会のコメント		
<p align="center">.....</p> (法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		